法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-07-12

法政大学図書館一〇〇年史 ： 第一編 図書館通史 ： 第二章 図書閲覧室の開室

岡, 孝

(出版者 / Publisher)
法政大学図書館
(開始ページ / Start Page)
29
(終了ページ / End Page)
42
(発行年 / Year)
2006-03

Hosei University Repository

第二章　図書閲覧室の開室

一、和仏法律学校の財団法人化

明治三一年七月一六日に施行された明治民法に従って、和仏法律学校は、「学校基本財産が独立し、地方長官を通じて文部省の書類審査をパスするだけの組織形態を設置」（『明治大学百年史第三巻通史編Ⅰ』〔一九九二年〕五三九頁。以下『明治大学百年史』と略称する）していたためであろう、同年一一月一七日、財団法人設立願を東京府知事に提出し（明治三一年九月の文部省令一九号参照）、同月二四日認可を受けた。ちなみに、早稲田大学は同年一二月に社団法人の認可を受けている。上記財団法人認可の際の文部省の（学校の土地・建物の所有権の帰属に関する）審査はかなり厳しいようで、明治大学は、法政、早稲田に遅れて明治三八年にようやく財団法人の認可を受けた（『明治大学百年史』五三九頁）。

ところで、和仏法律学校の寄附総額の四七％は仏学会から引き継がれた財産であった（『法政大学八十年史』〔一九六一年〕一七九頁。以下では『八十年史』と略称）。仏学会（辻新次理事員長）を始めとして、飯田宏作（口絵写真⑧）、富井政章、高木益太郎、梅謙次郎、古市公威ら二三名が寄附行為者となっている。財団法人認可時の財産目録中、貸方の書籍七七八円三〇銭（全体の約七％）の内訳は、蔵書が一二九八冊で一二九円八〇銭、払下書籍が一七九冊で三五円八〇銭、二九年度及び三〇年度分講義録が三六〇三五冊で六一二円七〇銭となっている（『八十年史』一九〇頁以下）。

Hosei University Repository

和仏法律学校を財団法人化する作業は、学監の飯田宏作が中心となって行った。明治三一年四月六日に、東京府知事宛に「是迄、大島誠治、辻謙之助、薩埵正邦、設立者ニ有之候処、自今、右設立者ヲ法学博士梅謙次郎ニ変更致度」という「設立者変更願」を出して、認められている（『百年史』一四六頁以下）。このうち、大島、辻は東京仏学校関係者である。薩埵は、明治二一年主幹を辞任し、二年後京都で第三高等中学校法学部に職を得た後も、書類上は東京法学校の設立者という位置づけがなされていたわけである。

財団法人となって、理事（三名）、維持員会、監事の制度も整い、法人機構はほぼ完備するに至った。梅が専任理事及び校長に就任し、和仏法律学校は新たな段階に入った。後述の高等科設置、随意科としての英・仏・独の語学科設置（明治三三年一一月。翌年には漢文科が増設）というように、梅体制下での諸改革が徐々に実を結び、明治三五年から三七年に卒業者数の増大（第二のピーク。最初は明治二二年と二三年だった）という形で現れた。

『百年史』では、梅の改革の大きな意義として、校友会との関係の緊密化も挙げられている（一五一頁以下。すでに、明治二五年前後の法典論争の時に、梅ら講師と校友達が共同して旧民法の即時施行を唱える「断行派」の立場で運動した、という実績があったことはみのがせない）。財団法人になった時の三人の理事の一人に校友の山田東次がなり、また、三二年七月以来各地にできた校友会支部に、梅校長以下教員・校友が出張し、講談会・懇親会に出席し、交流を深めている。明治三二年一一月に創刊された「法学志林」（以下「志林」と略称）も、校友の信岡雄四郎（口絵写真⑨、後述五参照）が主唱者の一人であり（かつ、命名者でもあるという）、校友・佐々木茂三郎（二二年卒。弁護士）らとともに数年間編集を担当し、同誌の基礎を作ったといわれている。編輯委員を補助する編輯部主任には、二八年卒の小田幹治郎が就任

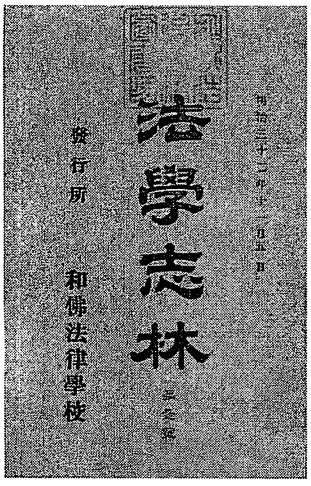

法学志林第一号

Hosei University Repository

している。ちなみに、小田は、その後梅に従って朝鮮での立法作業に従事し、梅が企画した「慣習調査」を梅の没後まとめ上げ（『慣習調査報告書』［一九一〇年］）、朝鮮総督府における「朝鮮旧慣の権威者」といわれた人物である（李英美『韓国司法制度と梅謙次郎』［法政大学出版局、二〇〇五年］参照）。

校友会との関係の緊密化の手始めに、校友会から図書閲覧室の設置の計画が持ち上がった。

二、校友会主導の図書閲覧室の開室

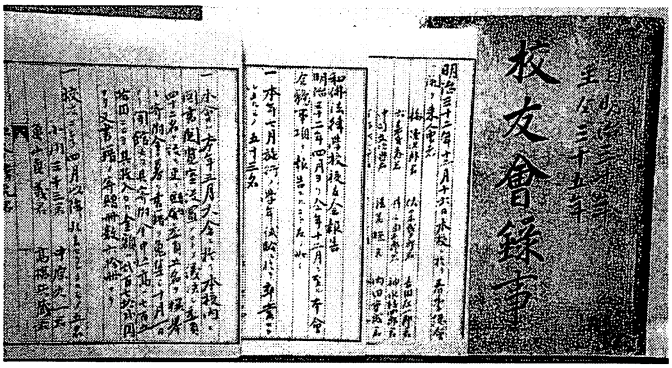

校友会録事

明治三二年三月二六日、春季校友大会で吉田佐一郎ほか五名による図書閲覧室創立の建議案が出された。「甲論乙駁議論ノ」末、委員会を設けて「閲覧部設置並ニ図書購入費等ノ調査」をすることが決議された（以下の校友会の動向については、『校友会録事　自明治三十年至同三十五年』による）。そして、吉田佐一郎、飯田宏作、辻新次、掛下重次郎、富井政章ら三五名に委員を委嘱した。四月一二日、調査委員会が開かれ、梅、吉田ら一二名が出席して議論し、六嘉秀孝、信岡雄四郎、原夫次郎、矢野芳弘、上野政雄を校友会に報告するための起案委員に選出した。一四日、一七日と議論の上、二〇日委員総会（上記四〇名の委員からなる）で、二八日校友臨時大会を開くことを決議した。

その大会で、図書室の設置が決議された。その際決められた「図書閲覧室設定規定」中、主なものを引用しておこう（志林一号）。

Hosei University Repository

第一項　委員会

第一条　校友会ニ委員会ヲ設ケ本規定ノ施行及ヒ図書閲覧室事務ノ監督ヲ為ス（二項、三項は省略）

第二項　資本募集及寄附

第四条　会員ノ寄附金及ヒ書籍寄贈等ノ方法ニ依リ閲覧室ニ備フヘキ図書ヲ集ム

第五条　寄附金ハ即時又ハ月賦年賦ノ方法ニ依リ納ムルコトヲ得

第六条　既集ノ図書ハ随時左ノ条件ヲ以テ之ヲ本校ニ寄附ス

一　本校校友及ヒ生徒ニ限リ図書ノ閲覧ヲ許スコト

二　本校ハ係員ノ手当及ヒ備付器具、房室其他室務ニ要スル費用ヲ支出スヘシ

さらに、図書閲覧室設置委員四〇名が選出され、早速五月五日に開かれた図書室委員会で、

一　寄付金は最低額を一円とすること、

二　年賦最長期を三年とすること

を決めた。この図書室委員の互選で、専務委員に選出された梅、吉田、佐々木、矢野、今井萬吉のもとで、寄付金集め等が実施されたのである。ついで、一二月六日の秋期総会で、去る一一月一日から図書閲覧室を開室したこと、寄付金申込高七五〇円、実際に支払われた金額（収入金）は二七二円、書籍の寄贈は六〇冊であることが、報告された（校友録示）。ただし、この閲覧室は、わずか一ヶ月程度で（内装などを）整備したものにすぎなかったことに注意をすべきである（志林一号。その当時の学校の敷地は三一五坪で、建坪は二階建の二五五坪だった。酒井（二）一六六頁参照）。

前記図書「閲覧室設定規定」で注目されるのは、図書に関する係員の配置である（六条二号）。図書閲覧室が開

Hosei University Repository

室したということは、学校が図書に関する係員を配置し、図書の管理をおこない始めたことを意味するのであろう。備付器具が書棚のほか、検索カード・箱などを指すのかどうか、これだけではっきりしない。これに関する資料は現在までのところ発見されていないのが残念である。

「志林」には、二号（明治三二年一二月発行）から「図書閲覧室資金寄附者氏名」が掲載されはじめた。三六号（明治三五年）からは「図書室寄贈書目」と題して図書閲覧室が受け入れた書籍・雑誌名が掲載されるようになっていく。もちろん、「図書購入資金寄附者名」もこれも並んで掲載されている（例えば四九号［三六年］一〇五頁参照）。初期の頃で注目されるのは、富井政章が「Droit civil Toullier」ほか洋書二三五種三四四冊、『法規分類大全』ほか和書三六種三五六冊をまとめて寄付していることである（志林七号［明治三三年］）。

帝国教育会付属書籍館地図

ところで、なぜこの時期に、図書閲覧室が議題に上り、早急な実施を見るに至ったのだろうか（これについては、酒井（二）一六二頁以下参照）。和仏法律学校の学生たちもよく利用していたと思われる大日本教育会付属書籍館との関連が推測されている。同書籍館が一〇年を期限として東京図書館から借り出していた図書に対して、文部省が返還を要求したのだが、その返還請求の直後に前記校友大会が開かれているからである。さらに、三二年六月には和仏法律学校内に高等科が設置された。これは、本校や他校の卒業生を対象とした各種試験の準備コースである。そのために、教室のほか、図書室が必要になったという見方もある。さらに、大日本教育会長の辻新次や和仏法律学校の商議員

Hosei University Repository

であった大島誠治らは、同年一一月公布の図書館令（我が国で初めての図書館法規だが、図書館の目的、使命は明確にはなっていない。公立図書館でも閲覧料の徴収を認めている。佐藤政孝『図書館発達史』［みずうみ書房、一九八六年］二〇一頁以下参照）を作成した田中稲城（帝国図書館長）と以前からこれに関する意見を交換しており、図書館に関する情報を得ていたのではないか、とも指摘されている。明治三〇年代に至って、ようやく日本の社会に、近代的な図書館設置の運動の機が熟してきたことも、本学の図書室設置に影響があったろうことは十分考えられる。

寄付金、図書の寄贈は明治三二年以降も続いた。二年後の三四年には、（以下の数字は前回報告後のものだというが、「前回」とは、いつの校友大会を指すのかは不明）寄付金申込額八〇五円（うち収入金は三〇五円五〇銭）、寄贈書籍は一一七八冊、購入書籍代金は一七八円八銭となる（同年五月二六日校友会春期大会報告）。同年八月までに、寄付金総額は一五三三円、寄付書籍は一二二八冊に達した（『法政大学参拾年史』［一九〇九年］九〇頁。以下『参拾年史』と略称）。

資料からははっきりしないが、閲覧室が開室したことによって、閲覧規則なども東京仏学校規則の伝統を受け統継いで整備されたと思われる。いずれにしても、これ以降も図書が増え続けていき、図書の分類・整理が当然必要になってくるはずであるが、これについての資料も一切見あたらない。分類は、本学独自のルールが制定される大正後期まで待たなければならないのである。

明治三五年三月頃の第一講堂と図書閲覧室の位置関係について、興味深い記事が「志林」に載っている（二九号一〇一頁）。すなわち、同年の三月一六日午後一時から第一講堂で講談会を開いたところ、近来まれに見る盛会で、「聴衆は講堂に充溢し図書閲覧室を開通したるも尚狭隘を感し一時四十分には『満員ニ付キ入場謝絶』の掲示を出すの已むことを得さるに至れり」とある。ちなみにこの日の講談会では、寺尾亨、富谷鉎太郎、古賀廉造と

Hosei University Repository

並んで、富井政章が「法人ノ本性」の講演をしている。

三、専門学校令による法政大学時代

明治三六年の専門学校令に基づき、本学は同年八月和仏法律学校法政大学と改称した（法規上はあくまでも専門学校であり、正式に大学と認可されるのは大正九年の大学令においてである）。学則に閲覧規則が定められた。

第七条「本大学校友、学生ハ図書閲覧規則ニ従ヒ本大学図書館ノ書籍ヲ閲覧スルコトヲ得」（志林臨時増刊四八号）

これに基づく図書閲覧規則の全貌は不明である。時代は多少下るが、明治三九年には図書館開館時間について、「本学図書館は四月一日より当分の内午後一時より午後八時までと改正せり」という資料が残っている（志林八巻四号一二五頁）。

さて、学則に図書閲覧規則が定められたのはなぜであろうか。おそらく、専門学校令に付属して規定された「公立私立専門学校規定」（明治三六年。文部省令第一三号）の影響があるだろう（志林臨時増刊四八号六二頁以下）。すなわち、その第二条には「専門学校ハ校地、校舎、校具其ノ他必要ノ設備ヲナスヘシ」とあり、「校具」とは、「教授上必要ナル図書、器械、器具、標本、模型等トス」（五条）。また、第四条は次のように規定されている。

「校舎ニハ左ノ諸室ヲ備フヘシ

一　教室

二　事務室

Hosei University Repository

三　其他必要ナル実験室、実習室、研究室、図書室、……等ノ諸室」

さらに、備え付けるべき表簿として、「一　学則、日課、教科用図書配当表」や「五　資産原簿、出納簿、経費ノ予算決算ニ関スル帳簿」などが規定されている（六条一項）。

また、大学教育にふさわしい内容に学科課程が改正された（学則第三条、英独仏の外国法の授業）ため、仏語だけではなく英独の外書の購入も必要となった（「法政大学摘要」志林臨時増刊四八号八頁参照）。

このほか、図書館に関係する出来事を紹介しておく。

明治三六年八月、学生数の増加により教場が狭隘になり、従来の校舎の裏手に大講堂、教場、「図書館、編輯室等」の増築を始めた。「本校の大学組織と為りたるに付ては」図書「館の規模を一層拡張し汎く英、独、仏其他の諸国より原書を購入し之を完全と為すの必要あるを以て従来図書館に附属する約五百冊の原書の外に本大学校友」の寄附により、海外からなるべく多数の原書を購入して「図書館の完備を期せん」とする計画があり（志林四七号）、それに基づいて、同年一二月六日、校友会総会で審議がなされた。その結果、洋書購入寄付募集の委員の選任については、校友会役員会に一任された（志林五一号）。そして、四〇名の図書委員が選定された（志林五二号）。三七年二月一二日に図書委員会を開き、専務委員として井田忠信、六嘉秀孝ら五名を選出した。同月二〇日、校友会長梅謙次郎、校友会幹事吉田佐一郎、専務委員中の六嘉ら三名の計五名が集まり、寄付金募集の方法等が検討された（志林五四号）。図書専務委員会は、目標金額約三〇〇〇円を各支部校友に割り当てて、支部長に募集・徴収を依頼した（同年三月の校友会春季大会でこの寄付金募集の件が報告された。同年の校友会録事）。校友会東京支部では、三七年九月末に募金額一七九八円五〇銭となり（さらに一〇月に入り、新たに七八円の申込があった）、予定額（一三五〇円）を超過したとして、募金委員の任務を解いた（一〇月。志林六四号）。日露戦争のさなかにも

Hosei University Repository

かかわらず、最終的には寄付者二五七名、寄付金額五〇八八円五〇銭、和洋書合計二四三四冊が購入できた（『参拾年史』九二頁）。

明治三八年の「新入学生ニ対スル訓辞」（志林七巻九号）で、梅総理は、こう述べる。「図書室モ本大学ガ……大学ノ名称ニ改メマシテカラ、其設備ニハ既ニ着手ヲシテハ居リマスガ、……大学部ノ人ガ少数デアルガ故ニ自然遅遅シテ居ルノデアリマス、近日ニ大ニ之ガ拡張ヲ図ル見込デアル、遅クモ今学年中ニハ必要ナル書籍ハ大概備ハラザルモノハナイ、就中英語、独逸語ノ書籍ナゾデ大抵必要ナルモノハ具ハラサルモノハナイト云フコトニ致シマスガ、ドウセ私立学校デ何人ニモ補助ヲ受ケナイ学校デアリマスカラ、一時ニ官立学校ノ如クニハ出来マセヌ、併ナガラ其力ノ及ブ範囲ニ於テハ十分ナル積リデアリマス、尚ホ諸君ノ中デモ必要ト認メラレテ、学校デ買ウテ図書室ニ備付ケテ貰ヒタイト云フ希望ノ書籍ガアリマシタラ、ドウゾソレハ事務員ノ方ニ申出ヲ願ヒタイ、諸君ノ希望セラルル書籍ハ必ズ直チニ買ウト云フ御約束ハ出来マセヌガ、学校ニ於テ如何ニモ必要ナリト認メタモノハ必ズ備付ケルコトニ致シマスカラ、ドウゾサウ云フコトニ致シタイ」。梅は、さらに勉強方法にも言及する。「私ハ諸君ニ分量ヲ多ク勉強スルコトハ望マヌ、分量ハ少ク正味ヲ多ク勉強シテ貰ヒタイ、参考書ヲ読ムモ宜イ、読ムモノハ十分ニ読ムガ宜イ、併ナガラ学力ノ進歩シナイ間ハ多ク読ムヨリモ頭ヲ能ク働カシテ勉強シテ貰ヒタイ」と。

なお、「志林」の記事欄には、前述のような「寄贈書目」が掲載されている。四三号（明治三六年五月）からは、毎回ではないが内容紹介も加わった。例えば、富井政章『民法原論』（第一巻総論下。有斐閣。著者の富井から二冊寄贈）について、次のような説明がつけられている（志林五八号［三七年］一四〇頁）。

「富井博士の民法原論第一巻総論上冊の発行せられてより久しく法曹社会の渇望せる同書の下冊は本月一日

Hosei University Repository

を以て出版せられたり本冊の収むる所は民法中の最も緊要部分に属する第一編第四章より第六章に至る箇条即ち意思表示、代理、条件、期限、時効等極めて趣味あり且極めて難解の部分に属し而して博士の最も得意とせらるる所、之を叙説するに明瞭厳正なる文辞を以てす其近来の良著たるは多言を要せすして既に定論ある所なり左れは苟も法律を学ひ若くは之か応用の任に当る者の座右に欠くへからさるを疑はさるなり」

大正初期まで続いたこの「寄贈書目」は「図書館報」の役割を果たした、と評価されている（酒井（二）一七九頁）。「寄贈書目」で目を引くのは、明治四二年九月の「城数馬君寄贈書目」である（志林一一巻一〇号一〇八頁以下）。大審院の判決録をセットで寄贈しているほか、「独逸帝国大審院民事訴訟法判例」（五冊）など内外の判例集を寄贈している。

四、梅文書について

明治二三年九月から和仏法律学校・法政大学に深く関与した梅謙次郎の残した文書が法政大学図書館に保管されている。民法・商法の起草資料、著書・論文の原稿などが和綴じされた七〇冊のものを梅文書と呼ぶことにする。このほか、図書館には、梅の司法省法学校時代、リヨン・ベルリン留学時代の各ノート、さらにはリヨン大学に提出した博士論文（「De la Transaction（和解論）」一八八九年）の原稿ノートが合計四二冊保管されている。

この梅文書は、いかなる経緯で本学が所蔵するに至ったのであろうか（以下の受入の経緯等については、岡「梅文書とはなにか」雑誌「法政」四九九号［一九九八年］一二頁以下、後述の「梅文書目録」中の岡「解題」に基づいている）。図書館に寄贈されたならば、通常は図書原簿などにその旨記載されるはずである。手がかりは、梅文書自体に押

Hosei University Repository

されている寄贈印（「昭和四年四月二十五日梅謙次郎氏寄贈」）である。梅は、初代総理のまま、韓国の京城（現在のソウル）で立法活動に従事中に、明治四三年八月二五日突然病死してしまったので、本人による寄贈ではない。この頃の図書原簿などは、戦災により焼失したのか、すでに失われており、この「昭和四年」という日付の意味すら確定することが困難である。おそらくそのころ図書館で受入・整理が完了したのではないだろうか。

それでは、実際に受け入れたのはいつごろであろうか。梅の没後、同僚、弟子などが中心となり募金活動がなされた（「故梅博士記念資金募集」志林一二巻一一号［明治四三年一一月］）。寄付金がどう使われたかを語る記事がある。（明治四四年一二月一四日に開かれた「故梅博士追悼会」についての）「志林」（一三巻一二号）、「法学協会雑誌」（三〇巻一号）によると、集まった寄付金で遺族から梅の蔵書を購入し、東京帝国大学、法政大学、松江図書館（現在は島根県立図書館に引き継がれている）に寄付し、さらには、遺族から帝大に寄贈された法典起草に関する資料については穂積陳重・重遠父子が九八冊二七帙に製本・整理して法科大学列品室に保管した（「梅博士遺事録（第一四回）、（第一七回）、（第一八回）」法律新聞八五四号、八七五号、八七六号［一九一三年］の各二〇頁、さらには法律時報一二巻二号［一九四〇年。これは梅の次男震氏が保管していたものだというが、撮影時期は不詳］などに掲載された写真で見ることができるにすぎない）、となっている。

東大に寄贈された蔵書・資料は関東大震災によって焼失したといわれているが、蔵書の一部は現在もなお東大法学部図書室に残っていると思われる。同所にある一冊の図書には、法政大学図書館が所蔵している梅の蔵書のいくつかに押印されている「梅博士遺書」の角印と同じものが、大きさは異なるものの（東大のほうが小さい）押されている。また、島根県立図書館に保管されている梅の蔵書と思われる書籍に押されている「梅氏蔵書」角印は、本学所蔵の梅の蔵書に押印されているものと同一である。この角印は、梅文書中のいくつかの冊子にも押さ

Hosei University Repository

れている。しかも、島根県立図書館の図書原簿には、明治四四年一二月一日付の受入日の記録があり、また現存する図書の表紙裏に「若槻禮次郎君外三名寄贈」の押印が見られる。以上の点から見て、梅文書は、蔵書購入の際に遺族から上記募金の実施グループを通して法政大学に寄贈されたと考えるのが自然であろう。

梅文書に関しては、現在までのところ、一九三〇年四月一日から一週間、松屋でおこなわれた展示会に、和綴じの本のいくつかを出品した旨の記事（「六大学文献展覧会出品目録（控）」）、および、図書原簿等の滅失のためと思われるが、図書館が戦後現物と一点ずつ照合しながら整理した「分類簿」のみが本学に残っているだけである。

さて、梅文書の内容を簡単に見ておくことにする。その関係で分類記号にも言及する。これは第三章で検討されるのではあるが、法政大学図書館では、昭和初期にそれ以前の八門分類法、九門分類法を経て「和漢書分類表」（旧分類。例えばLは法律）が確定したようである（第三章三第四章六参照）。梅文書に付されている分類記号はA5aまたはA5eで、この記号中Aは「総記・雑書」、5は「稀覯書・古書」、aは「写本・手拓本」を表わし、A5eは「その他」を表わす。これまで述べてきた梅文書は、上記の分類記号に一連番号を付した図書館請求記号がA5a／1～A5a／38（A5a／8を除く）、A5a／52、A5e／4～A5e／9となっている冊子を指す。図書館では、このような記号をつけただけで長年保管してきた。しかし、どの冊子になにが綴られているかが（一つの冊子に数十の文書が綴られており、当然ながら通し頁がない）これだけではわからないので、四年の年月をかけて梅文書研究会編『法政大学図書館所蔵梅謙次郎文書目録』（法政大学ボアソナード記念現代法研究所、二〇〇〇年）が作成された（この目録作成の作業から得たことを梅文書研究会のメンバーが「法政」に執筆している。上述の岡「梅文書とは何か」のほか、中村哲也＝岡「梅文書の中から」法政五〇〇号二〇頁以下、山川次郎「『梅氏蔵書』を追って」同五〇一号二四頁以下、広中俊雄「梅文書目録に期待する」同五〇二号［一九九八年］一八頁以下、岡「梅謙次郎文書目録を刊行して」同五一九号［二

Hosei University Repository

〇〇〇年」二〇頁以下参照)。これにより、上記梅文書は、内容から分類して、第一部門「立法関係文書」、第二部門「著作原稿・意見書・講義備忘録等」、第三部門「韓国立法起案関係文書」、第四部門「その他」の四部門に分けられ、各部門の中では資料は図書請求記号順にまとめられている(なお、各冊子には、文書の同一性を示す登録番号が付されているが、図書請求記号との関連性を見いだすことはできない。この点については、右「目録」vii頁参照)。

五、まとめ

明治三六年八月に法政大学と改称した本学では、図書閲覧室も拡張され、図書もこれまでの東京法学校時代のものや東京仏学校時代のものに加えて、主として校友からの寄付金でさらに購入するかたわら、寄贈書も着実に増えてきた。本学図書館所蔵資料中の重要な財産をなす梅文書も明治末に受け入れられた。おそらく閲覧規則も、未だ発見されてはいないものの、大学への改称時の学則で言及されているところから見て、基本的な事柄についてはそのころには整備されたであろう。初代総理の梅が死亡して、本学の明治時代が終わる。

梅の学校経営を支える二人の協力者がいた。飯田宏作と信岡雄四郎である。飯田は、司法省法学校第二期生として梅の同級生であり、卒業後検事・判事を歴任し、明治二六年来弁護士として活躍した。また、前述のように「法学志林」の命名者でもある信岡は、明治二一年に首席で東京法学校を卒業している。日刊平民新聞が社会主義運動に対する弾圧事件で無料弁護を引き受けてくれた一二名の弁護士に対して、感謝の広告を出したことがあり(二九号。明治四〇年二月二〇日)、その中に、花井卓蔵、今村力三郎らと並んで信岡の名も見えるという(『百年史』一三八頁注(56))。この二人が梅を支えて本学の発展に寄与したのであるが、どちらも梅の死(明治四三年)

Hosei University Repository

の前後に相次いで亡くなってしまった（飯田は大正元年、信岡は明治四二年）。これは本学にとって大きな痛手であった。梅路線の継承者の中心がすべていなくなってしまったのである。

また、日露戦争後は、立身型の「法律青年」に代わって「教養青年」や「実業青年」が台頭してきた。『百年史』を引用しておこう（一五四頁以下）。専門学校令施行後急増した多くの専門学校も、商学や文学を中心に発展したといわれている。法政大学も明治三七年には実業科を設置したが、遅きに失した感は否めない。他方で、法学教育に求められるものも、もはや「国家試験合格に必要な『法技術』」ではなく、「近代的教養としての『法知識』の習得とならざるを」えなくなったのである、と。

それはともかく、梅の没後数年間の学長空白期を経て、松室致が大正二年に第二代学長（「総理」を「学長」と改称）に就任した。寄贈図書は着実に増え続けている。その保管場所および閲覧室の充実、さらには、図書整理のための分類の必要性が、法政大学でもいよいよ現実に問題となってくるのである。